

公立幼児園の認定こども園への移行について

1. 経緯と現状

構造改革特別区域法の成立により、平成15年8月に「幼児教育保育特区」として認定を受け、公立保育所と幼稚園を同じ建物内に設置し、教育部・保育部の園児が同じように生活をする「幼保一体化」の保育・教育を、公立園8園で行っていた。

その後、国においては、平成18年に「認定こども園」制度が創設された。また、幼児教育保育特区の制度は、平成22年11月30日付で取り消された。ただし、特例措置は有効であることから、瑞浪市においては、幼保一体化施設「幼児園」として、これまで通りの運用を継続してきた。

2. 今後の方針

現行法令上、幼児園は「保育所」及び「幼稚園」となっており、実際の運用との矛盾が生じている。また、保育所と幼稚園の2種類の事務業務が必要であり、煩雑となっている。

こうしたことが、今後、園運営の指定管理や委託等を検討していく上で、支障をきたすと予想されるため、全ての公立幼児園（8園）を、幼児教育・保育を一体的に行う「幼保連携型認定こども園」に移行する。

3. スケジュール

令和6年10月 庁議

認定こども園の設置認可・認定申請（県）

令和6年12月 瑞浪市認定こども園の設置及び管理に関する条例制定

瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例、瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例廃止を上程

令和7年1月～ 在園児、新入園児への周知

令和7年3月 県より設置認可予定

令和7年4月 認定こども園として運用開始

認定こども園とは

幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の長所を併せ持つ施設。内閣府等が定める認定基準を満たす施設は、都道府県等からの認定を受ける。

幼保一体化施設とは

幼児教育・保育が一体的となり、幼児園と保育所の両方の長所を併せ持つ施設。内閣府等が定める認定を受けていない施設だが、認定こども園との大きな違いはない。